

○軽井沢町立図書館雑誌カバー広告掲載要領

平成30年3月16日教育委員会告示第2号

改正

令和3年9月30日教委告示第2号

軽井沢町立図書館雑誌カバー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、軽井沢町広告掲載要綱（平成18年輕井沢町告示第74号）の規定を準用し、軽井沢町立図書館が購入する雑誌（以下「雑誌」という。）のカバーに広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載方法)

第2条 広告は、雑誌の最新号のカバー（以下「雑誌カバー」という。）に掲載するものとする。

(雑誌の種類及び配架位置)

第3条 広告が掲載されたカバーを付ける雑誌の種類及び配架位置は、軽井沢町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

(雑誌広告の規格等)

第4条 雑誌カバーに掲載する広告（以下「雑誌広告」という。）の規格、掲載位置については、教育委員会が別に定める。

(雑誌広告の掲載期間)

第5条 雑誌広告の掲載期間は、第9条第1項に規定する広告掲載料を納付した日の属する月の翌月から当該年度の3月までの間とする。

(雑誌広告の掲載申請等)

第6条 雑誌広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、軽井沢町立図書館雑誌カバー広告掲載申請書（様式第1号）に広告の原稿を添えて、掲載しようとする日の属する月の1月前までに教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請は、1申請者につき1雑誌カバーまでとする。ただし、教育委員会は、募集した雑誌カバー数に申請数が満たないときは、1申請者に複数の雑誌カバーへの申請を認めるものとする。

(雑誌広告の優先順位)

第7条 教育委員会は、次条の規定により雑誌広告の掲載が適当とされたものの数が募集した雑誌カバー数を超過しているときは、地域性及び公共性の高い内容の広告並びに申請者を優先するもの

とする。

2 前項の規定によっても決定することができないときは、申請順によるものとする。

(雑誌広告の審査及び決定)

第8条 教育委員会は、第6条第1項に規定する申請書が提出されたときは、雑誌広告の内容を審査して、当該雑誌広告の掲載の可否を決定し、その結果を申請者に対し軽井沢町立図書館雑誌カバー広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載料)

第9条 雑誌広告の掲載料金(以下「広告掲載料」という。)は、別表のとおりとし、前条の規定により雑誌広告の掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)は、当該広告掲載料を教育委員会が指定する期日までに納付しなければならない。

2 教育委員会は、既納の広告掲載料は、還付しない。

(雑誌広告の作成)

第10条 広告主は、自己の負担により雑誌広告を作成するものとする。

(掲載の許可の取消)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条に規定する許可を取り消すことができる。この場合において、広告主が生じた損害に対して、教育委員会はその責任を負わない。

(1) 第9条第1項に規定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 広告主が書面により雑誌広告の掲載の辞退を申し出たとき。

(3) その他教育委員会が雑誌広告を掲載することが適当でないと判断したとき。

(雑誌の休刊又は廃刊)

第12条 教育委員会は、雑誌広告を付けた雑誌が休刊又は廃刊した場合は、広告主と協議の上、他の雑誌に雑誌広告を振り替えることができるものとする。

(雑誌の閲覧の中止)

第13条 教育委員会は、雑誌広告を付けた雑誌が破損し、汚損し、又はその他の理由により使用できないと認めたときは、当該雑誌の閲覧を中止することができる。この場合において、広告主が生じた損害に対して、教育委員会はその責任を負わない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、雑誌広告の内容に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行

ってはならない。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月30日教委告示第2号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第9条関係）

雑誌広告の掲載月	広告掲載料（消費税相当額を含む。）
8月	1 雑誌カバー 1月につき1,200円
8月以外の月	1 雑誌カバー 1月につき800円

(備考) 雑誌広告の掲載期間が1月未満であるときは1月として、その期間に1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。

様式第1号（第6条関係）

軽井沢町立図書館雑誌カバー広告掲載申請書

年 月 日

軽井沢町教育委員会 様

住 所

氏 名

電話番号

軽井沢町立図書館の雑誌カバーに広告を掲載したいので、軽井沢町立図書館雑誌カバー広告掲載要領第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 雑誌広告を付けたい雑誌名 \_\_\_\_\_

2. 雑誌広告の掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

（注）雑誌広告の原稿を添付してください。

軽井沢町立図書館雑誌カバー広告掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

軽井沢町教育委員会

年 月 日付けで申請のありました軽井沢町立図書館の雑誌カバーに広告を掲載することについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定区分 掲載する  
掲載しない

理由

2. 雑誌広告を付ける雑誌名 \_\_\_\_\_  
3. 広告掲載料 \_\_\_\_\_ 円  
4. 納付期限 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
5. 雑誌広告の掲載期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

（注）雑誌の配架位置は、教育委員会が決定します。